

第14 非常警報設備

1 用語の定義

- (1) 非常ベル、自動式サイレンとは、操作装置、音響装置、起動装置、表示灯、電源及び配線により構成されるものをいう。
- (2) 操作装置等とは、起動装置から火災である旨の信号を受信し、火災である旨の警報を必要な階に自動的に、又は手動操作により報知できる装置をいう。
- (3) 音響装置とは、起動装置又は操作装置から火災である旨の信号を受信し、自動的に火災である旨の警報ベル、サイレン又はこれと同等以上の音響を発することができ、かつ、必要な音量で報知できる装置をいう。
- (4) 起動装置とは、火災が発生した際、手動操作により音響装置を鳴動し、又は増幅器等に火災である旨の信号を送ることができる非常電話、非常用押しボタン（発信機を含む。）をいう。
- (5) 表示灯とは、起動装置の所在を明示するために設けられる赤色の灯火をいう。
- (6) 複合装置とは、音響装置、起動装置、表示灯をそれぞれの単体又は任意に組み合わせ、一体として構成したものに非常電源を内蔵し、他に電力を供給しない装置をいう。
- (7) 一体型とは、音響装置、起動装置、表示灯を任意に組み合わせ、一体として構成したものをいう。
- (8) 放送設備とは、増幅器、操作部、スピーカー、起動装置、表示灯、電源及び配線で構成されるもの（自動火災報知設備と連動するものにあつては、起動装置及び表示灯を省略したものを含む。ただし、規則第25条の2第2項第2号及び条例34条の11第2項の規定により非常電話を設置する場合を除く。）をいう。
- (9) 増幅器等とは、起動装置又は自動火災報知設備から火災である旨の信号を受信し、スイッチ等を自動的に、又は手動により操作して、火災である旨の放送をスピーカーを通じて、有効な音量で必要な階に行う増幅器及び操作部をいう。
- (10) スピーカーとは、増幅器等の作動により、有効な容量で必要な階に音声警報を行えるものをいう。
- (11) 複数回線化とは、スピーカー回路を複数回線とするか、若しくは回路分割装置によりスピーカー回路を2以上に分割することをいう。
- (12) 非常電話とは、起動装置として用いる専用電話をいい、親機、子機、表示灯、電源及び配線により構成されているものをいう。
- (13) 通話装置とは、施行規則第25条の2第2項第2号及び条例第34条の11第2項により放送設備の起動装置に付置する防災センター等と通話することができる装置をいう。
- (14) 相互通話設備とは、一の防火対象物に2以上の操作部又は遠隔操作器が設けられている場合、当該操作部又は遠隔操作器のある場所相互間で同時に通話できる設備をいう。

2 非常ベル、自動式サイレン

非常ベル、自動式サイレンは、次によること。

- (1) 操作装置等

ア 常用電源

「第10 自動火災報知設備」2(1)(エを除く。)を準用すること。

イ 非常電源

非常電源、配線等は、「第23 非常電源」の基準によること。

ウ 設置場所

- (ア) 点検に便利な場所に設けること。
- (イ) 温度、湿度、衝撃、振動等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。
- (ウ) 起動装置の設けられた操作装置にあっては、操作の容易な場所に設けること。
- (エ) 多回線用の操作装置又は地区表示灯を設けた複合装置にあっては、防災センター等常時人のいる場所に設けること。

エ 機器

- (ア) 非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号。以下「告示基準」という。）に適合したものであること。
- (イ) 原則として、認定品を使用すること。●
- (ウ) 1回線に接続できる表示灯又は音響装置の個数は、各々15個以下とすること。

オ 表示

多回線用（操作装置等の部分に、回線ごとの複数の地区表示灯等を有するものをいう。）の操作装置又は地区表示灯を設けた複合装置の地区表示灯窓には、報知区域の名称等を適正に記入すること。

(2) 音響装置

ア 設置位置等

- (ア) 音響効果を妨げる障害物のない場所に設けること。
- (イ) 取り付け高さは音響を妨げず、メンテナンスのできる位置とすること。
なお、音響を妨げず、メンテナンスのできる位置とは天井面から0.3m以上で床面から1.5m以上の位置をいう。●
ただし、起動装置と一体となっているものは起動装置の基準により設けることができる。
- (ウ) 音量及び音色が他の設備等の音響又は騒音等と明確に判別できるように設けること。
なお、規則第25条の2第2項第1号イ(ロ)に規定される「ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」は、「第10 自動火災報知設備」6(12)及び(13)を準用すること。
- (エ) 屋上部分を遊技場、ビアガーデン等の目的で使用する防火対象物にあっては、当該用途の使用部分に音響装置を設けること。●
- (オ) カラオケボックス等を有する防火対象物にあっては、当該カラオケボックス等の内にベルを増設すること。ただし、当該カラオケボックス等に非常警報装置の作動と連動してカラオケ装置の電源を遮断する等の有効な措置を講じた場合は、この限りでない。●
- (カ) 規則第25条の2第2項第1号イ(ハ)に規定する「警報音を確実に聞き取ることができる」とは、「第10 自動火災報知設備」6(14)を準用すること。
- (キ) 音響装置の警報音の音圧は、「第10 自動火災報知設備」6(6)によること。

イ 機器

- (ア) 告示基準に適合したものであること。
- (イ) 原則として、認定品を使用すること。●
- (ウ) 次に掲げる場所に設ける場合は、防食型、防水型又は適当な防護措置を施すこと。
 - a 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所
 - b 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所
 - c 雨水等が浸入するおそれのある場所

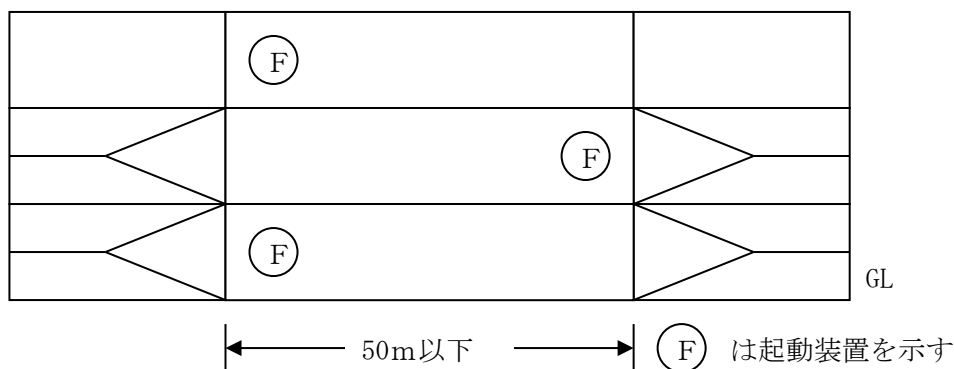
ウ 報知区域

- (ア) 地階を除く階数が5以上で延べ面積が 3,000 m²を超える防火対象物にあっては、出火階直上階の区分鳴動とし、当該規定以外の防火対象物は一斉鳴動とすること。（「第10 自動火災報知設備」第10-6表参照）
- (イ) 複合装置にあっては、任意の複合装置（起動装置）を操作した場合、音響装置が一斉鳴動するものであること。ただし、地階を除く階数が5以上で延べ面積が 3,000 m²を超える防火対象物にあっては、出火階直上階の区分鳴動とすることができる。

(3) 起動装置

ア 設置位置

- (ア) 多数の者の目に触れやすく、かつ、操作の容易な場所であること。
- (イ) 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。
- (ウ) 原則として、階段への出入口付近に設けること。
- (エ) 階段相互の距離が歩行距離 50m以下の場合、上下の階が異なる位置となるように設けること。（第14-1図参照）



第14-1図

- (オ) 階段相互の距離が歩行距離 50mを超える場合は、各階の階段付近ごとに設けること。

イ 機器

- (ア) (2)イを準用すること。
- (イ) 一の起動装置を操作した場合、当該防火対象物に設置されている全ての音響装置を一斉に鳴動させることができること。ただし、出火階とその直上階のみを鳴動させる規定の適用がある場合を除く。
- (ウ) 手動により復旧しない限り正常に作動が継続できるものであること。

(4) 表示灯

ア 設置位置

(ア) 天井面から 0.6m 以上離れた位置で当該起動装置と音響装置のおおむね中間の位置となるように設けること。●

ただし、起動装置と一体になっているものは、起動装置の基準により設けることができる。

(イ) 通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目に触れる位置に設けること。

イ 機器

(2)イを準用すること。

(5) 複合装置

ア 設置位置

(1)から(4)を準用すること。

イ 機器

(1)から(4)を準用すること。

(6) 一体型

(1)から(4)を準用すること。

(7) 配線

「第 23 非常電源」の基準に準じて設けるほか、次によること。

ア 地階を除く階数が 5 以上で延べ面積が 3,000 m²を超える防火対象物にあっては、火災の際、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障がないように設けること。●

イ 複合装置の常用電源配線と連動端子間（弱电回路）の回線を同一金属管に納める場合は、次によること。

(ア) 非常警報設備以外の配線は入れないこと。

(イ) 連動端子間の電線は、600V 2 種ビニル絶縁電線等を使用すること。

(ウ) 常用電源線と連動端子間の電線とは、色別すること。

ウ 端子との接続は、ゆるみ、破損等なく確実に行うこと。

エ 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行うこと。

3 放送設備

(1) 増幅器等

ア 常用電源

「第 10 自動火災報知設備」2(1)(エを除く。)を準用すること。

イ 非常電源

(ア) 非常電源、配線等は、「第 23 非常電源」の基準によること。

(イ) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号りの規定に基づき、放送設備を使用して地震動予報等に係る放送を行う場合、停電時においては放送設備の非常電源を使用して地震動予報に係る放送を行って差し支えない。

ウ 設置場所

(ア) 防災センター等常時人のいる場所に設けること。

(イ) 操作部又は遠隔操作器は、受信機と併設して設けること。●

ただし、自動火災報知設備がない場合、又は受信機と連動（自動的に出火階等に警報音を放送することをいう。）した場合で、操作部に出火階表示灯を有するものを設けた場合は、この限りでない。

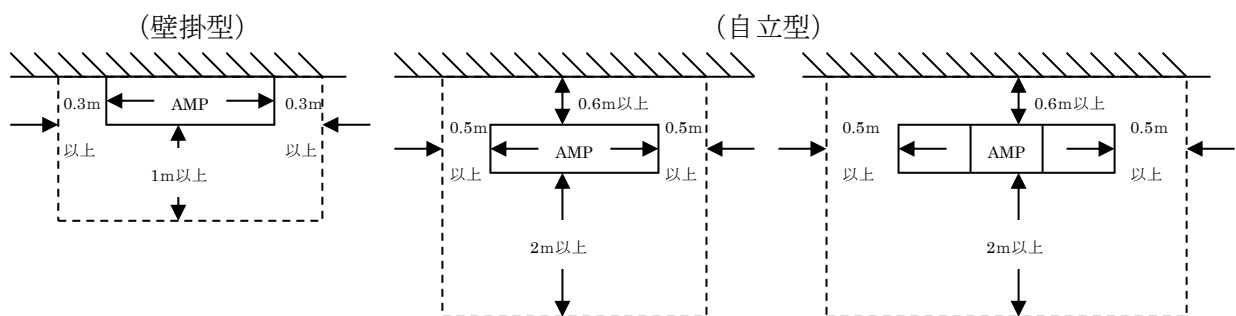
- （ウ） 避難階、その直上階及び直下階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること。●

ただし、安全に避難ができ、かつ、当該設備を設置する防火対象物のうち壁、床及び天井が不燃材料で造られており、開口部に防火設備である防火戸を設けた場所に設置する場合は、この限りでない。

- （エ） 分割型増幅器等（増幅器と操作部の部分を分離して設置する機器をいう。以下同じ。）の増幅器及び操作部は、原則として、防災センター等常時人のいる場所で、かつ、同一室内に設置すること。

- （オ） 温度、湿度、衝撃、振動等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

- （カ） 操作上、点検上支障とならないよう、有効な空間を確保すること。（第14-2図参照）



第14-2図

なお、自立型の場合で、背面に扉等のないものは、背面の空間を省略することができる。

また、操作上、点検上支障にならない場合には、図中の数値以下とすることができる。

- （キ） 地震等の振動による障害がないよう堅牢に、かつ、傾きのないように設置すること。

- （ク） 同一敷地内に2以上の建築物がある場合等管理上やむを得ない場合にあっては、1つの増幅器等で警戒できるものであること。なお、この場合、各棟に（8）に定める相互通話設備を設け、増幅器等を設けない建築物には努めて遠隔操作器を設けること。●

エ 機器

- （ア） 告示基準及び一斉式非常放送設備の基準（昭和62年消防予第54号）に適合したものであること。

- （イ） 原則として、認定品を使用すること。●

- （ウ） 回路分割装置を設置した場合を除き、表示装置は、一の報知区域のスピーカー回路すべてを表示すること。

- （エ） 増設、工事変更等が予想される場合は、増幅器等に余裕回路を残しておくこと。

- （オ） 自動火災報知設備等と連動する場合は、無電圧メーク接点により、相互の機能に異常を生じないものであること。

- （カ） 増幅器の出力とスピーカー等の合成インピーダンスは、次式を満足し整合（インピーダンスマッチング）したものであること。ただし、スピーカーからの音響出力が規定の音圧値を満足し、かつ、異常発振等が生じない場合は、この限りでない。

α 算定式

$$P(W) \geq \frac{E^2(V)}{Z(\Omega)} \quad \begin{array}{l} P: \text{増幅器の定格出力} \quad E: \text{スピーカ等の回路電圧} \\ Z: \text{スピーカ等の合成インピーダンス} \end{array}$$

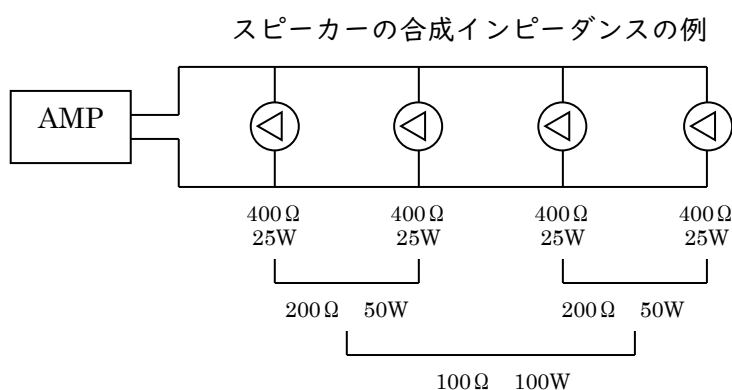
β スピーカ等の合成インピーダンスを求める計算式

(α) 並列接続の場合

$$Z_0 = \frac{1}{\frac{1}{Z_1} + \frac{1}{Z_2} + \frac{1}{Z_3} + \cdots + \frac{1}{Z_n}}$$

Z_0 : 合成インピーダンス

$Z_1 \sim Z_n$: スピーカのインピーダンス



(β) 直列接続の例

$$Z_0 = Z_1 + Z_2 + Z_3 + \cdots + Z_n$$

(キ) 警報音等の鳴動方式

- α 自動火災報知設備と連動する場合は、原則として、全館一斉鳴動とすること。なお規則第25条の2第2項第1号口に規定する防火対象物にあっては、出火階が2階以上の場合にあっては出火階及びその直上階、出火階が1階の場合にあっては出火階とその直上階及び地階、出火階が地階の場合にあっては出火階とその直上階及びその地階全部に限って、放送できるものであること。

β 手動で操作する場合は、次によること

- (α) 一斉作動スイッチを操作することにより全館に放送できること。
(β) 放送階選択スイッチを操作することにより、当該スイッチに連動する任意の報知区域へ放送ができること。

3 (1) ウ (ク) により1の増幅器等で複数の棟を警戒する場合、棟ごとに鳴動することができるものであること。●

- (ク) 他の設備と共用するものにあっては、起動装置等による信号を受信し、非常放送が起動された場合、自動的に非常放送以外の放送を直ちに停止できること。ただし、地震動予報等に係るもので、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを

妨げないものを除く。

(ケ) 地震動予報等に係る放送を行う機能を有するものにあっては、地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うこと。

(コ) 一の防火対象物において、非常用の放送設備以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合は、非常用の放送設備の起動と連動して放送を遮断することができること。

(サ) 総合操作盤と連動するものにあっては、操作部及び遠隔操作器（以下「操作部等」という。）の作動と連動し、報知区域及び表示が適正にできること。

オ 表示等

(ア) 放送階選択スイッチの部分には、報知区域の名称等が適正に記入されていること。

(イ) 操作部等の付近には、報知区域一覧図を備えること。

(2) 複数回線化●

ア 適用範囲

(ア) (5)項、(6)項及び(16)項（(5)項及び(6)項の用途部分に限る。）の用途に供するもの

(イ) (ア)以外の防火対象物又は階で、スプリンクラー設備が設けられていないもの（規則第13条等によりスプリンクラーヘッドが緩和されている部分を含む。）

イ 複数回線化の方法（第14-3図から第14-6図まで参照）

次のいずれかの方法によること。

(ア) 2以上のスピーカー回線により構成する方法

(イ) 回路分割装置により1のスピーカー回路を2以上に分割する方法

ウ 複数回線化した場合の配線方法

次のいずれかの方法によること。

(ア) 隣接するスピーカー回路を別回路とする方法

各回路に接続されるスピーカーは、おおむね同数となるよう配置すること。

(イ) 居室部分と廊下等の共有部分を別回路とする方法

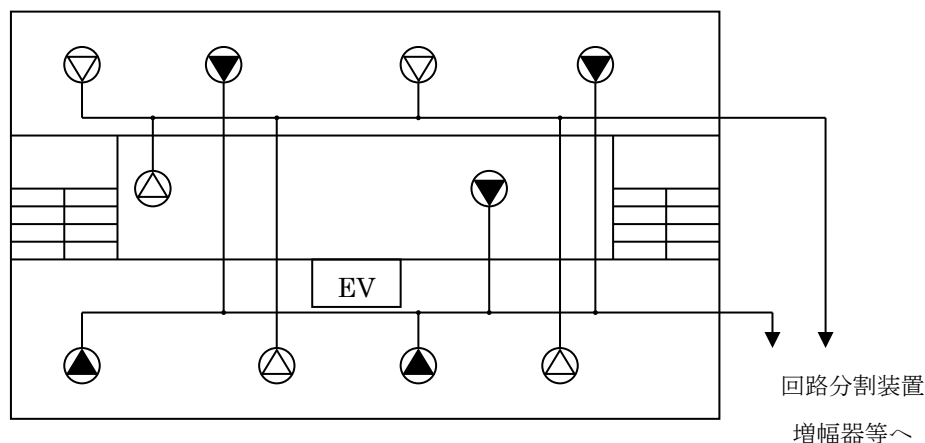


図14-3図 隣接するスピーカーを複数回線化した例

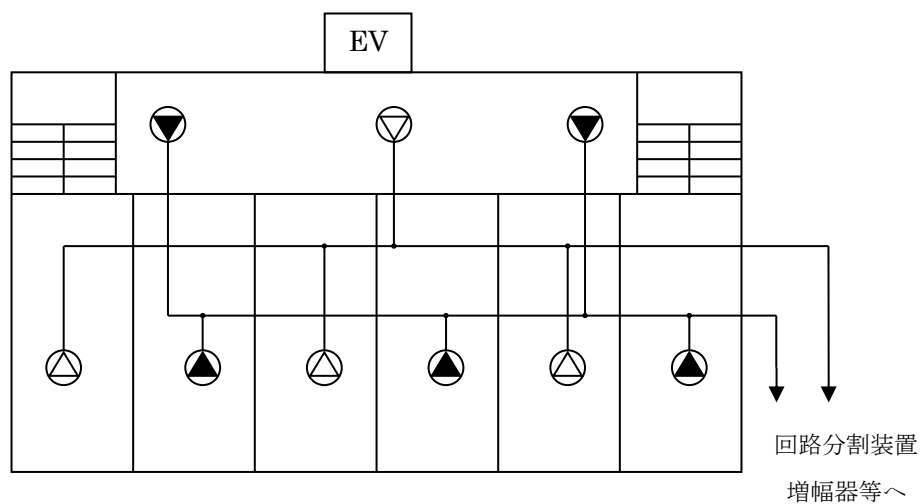


図 14-4 図 隣接するスピーカーを複数回線化した例

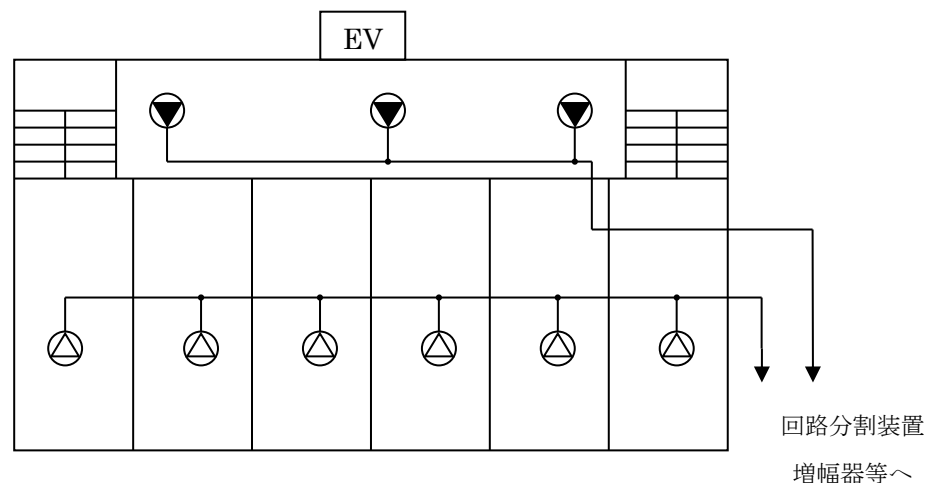


図 14-5 図 居室と共用部分を複数回線化した例

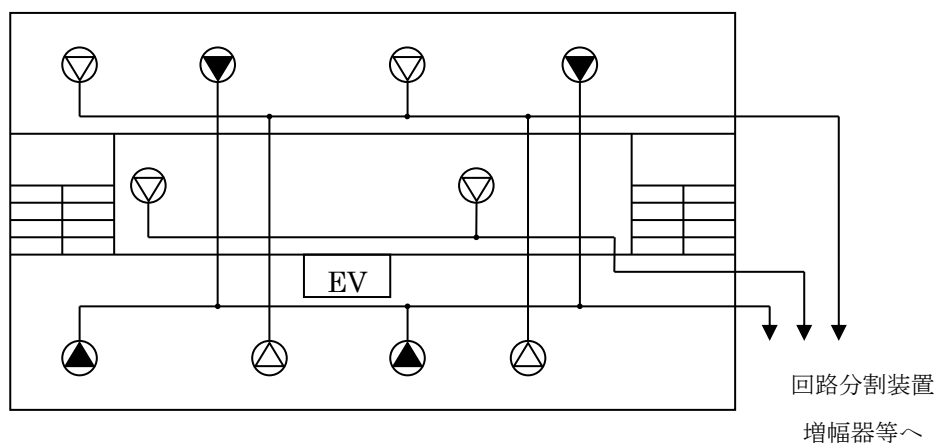


図 14-6 図 一報知区域を3分割した例

エ 回路分割装置

(ア) 機器

- a 一の入力回路について、二以上の分割出力回路を有すること。
 - b 保護協調※が成立していること。
 - (a) 分割される出力回路のうち以上の回路が正常であるとき、増幅器及び操作装置の回路保護装置が作動しないこと。
 - (b) 各分割出力回路は、一の出力回路が短絡した場合、他の出力回路に影響を及ぼさないよう、短絡保護装置等を設けること。
- ※保護協調とは、回路分割装置の一の出力回路が火災等により短絡等の事故を生じた場合、増幅器及び操作装置の回路保護装置に影響を与えないように回路分割装置に内蔵する遮断器等を選定し、動作協調を図ることをいう。
- c 分割出力回路の一の短絡保護装置等が作動した場合、その旨の表示が当該装置又は操作装置等に個々に表示されるものであること。
 - d 分割出力回路の全てが短絡した場合、増幅器及び操作装置にその旨の表示がされるものであること。
 - e 外箱を有するものの短絡表示は、外箱を閉じた状態で、容易に識別できるものであること。
 - f 分割回路装置は、分割出力回路ごとのヒューズの容量、型式が表示できる構造のものであること。
 - g 内部回路の配線と外箱（外箱を有しないものにあつては、主要構造金属部）との間の絶縁抵抗は、直流 500 V の絶縁抵抗計で計った値が 3 MΩ 以上であること。
 - h 内部回路の配線と外箱（外箱を有しないものにあつては、主要構造金属部）との間に、1,000 V の商用電源周波数の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間これに耐えること。
 - i 外箱を有するものあつては、外箱は、厚さ 8 mm 以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有するもので、かつ、不燃性を有するものであること。
 - j 電源を必要とするものにあつては、当該装置が 10 分以上正常に作動する容量の非常電源又は予備電源を設けること。

(イ) 設置位置

- a 原則として、階ごとに設置すること。
- b 防火上有効な場所に設置するか、又は不燃性のボックスに入れる等の措置を講ずること。
なお、回路分割装置の外箱が不燃材で作られているものは、不燃性のボックスとして取り扱うことができる。
- c 点検に支障のない場所に設置すること。

(ウ) 短絡表示

- a 一の回路分割装置の出力回路の短絡表示が、個々に当該装置により確認できるものであること。
- b 一の回路分割装置の出力回路の全てが短絡した場合、操作部等でその旨が確認できるものであること。

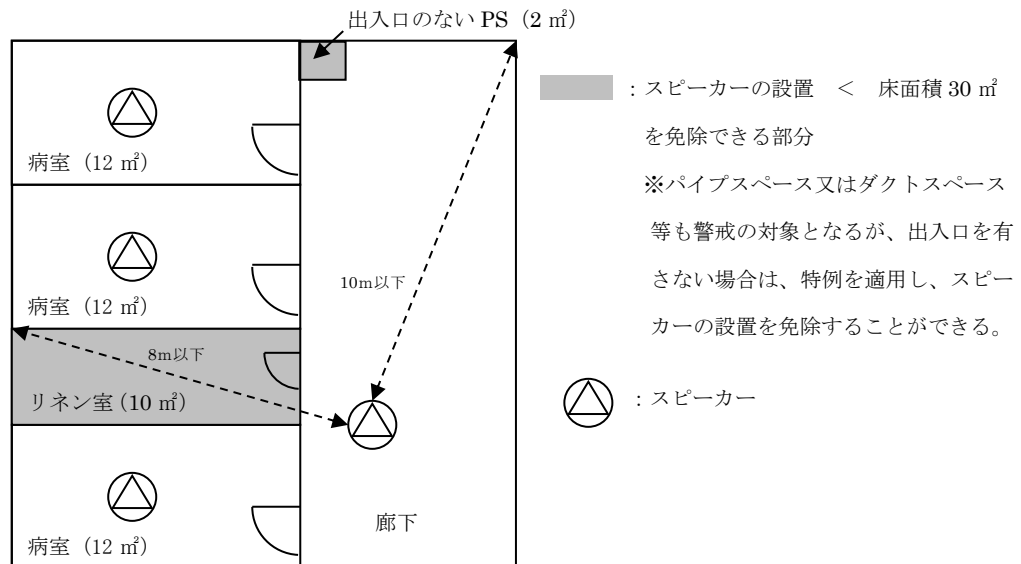
(エ) 回路分割装置を使用した場合は、その旨を報知区域一覧図等に記入すること。

(3) スピーカー

規則第25条の2第2項第3号イ及びロに定める設置方法は次によること。また、同号ハに定める設置方法は、「放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドラインについて」（平成11年2月2日消防予第25号。第7章参考資料第2 参照）によること。

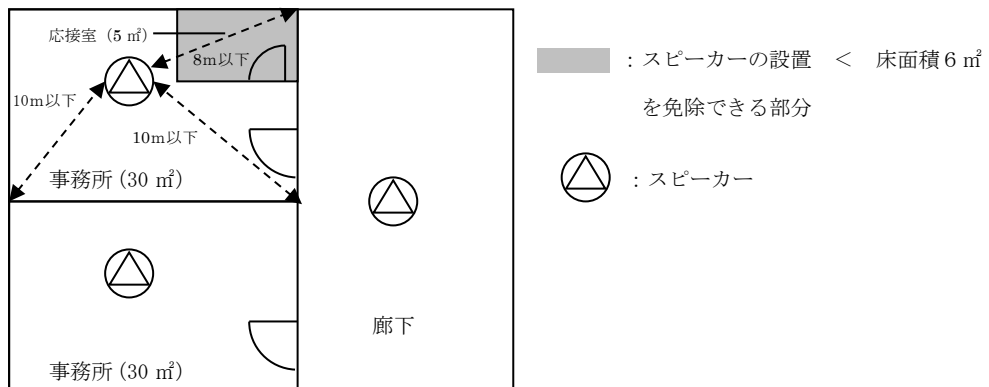
ア 設置位置

- (ア) 温度又は湿度が高い場所に設けるスピーカーは、使用場所に適合したものであること。
- (イ) エレベーターの設置される防火対象物にあっては、エレベーター内についてもスピーカーを設置すること。
- (ウ) 防火対象物の屋上を使用する場合は、当該部分にスピーカーを設けること。●
- (エ) 階段、傾斜路にあっては、垂直距離15mにつき1級のを1個以上、階段内に設けること。
- (オ) 音響装置の警報音の音圧は、スピーカーの放送区域内の任意の場所で第2シグナル音が70 d B以上とすること。●
- (カ) 規則第25条の2第2項第3号ロ(イ)に定める放送区域（防火対象物の2以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸（障子、ふすま等遮音性能の著しく低いものを除く。）で区画された部分をいう。）については、次のとおりとする。
 - a 部屋の間仕切壁については、固定式か、移動式にかかわらず、壁として取り扱うこと。ただし、音の伝達に十分な開口部があるものを除く。
 - b 障子、ふすま等遮音性能の著しく低いものには、障子、ふすまのほかカーテン、つい立て、すだれ、格子戸又はこれらに類するものが該当する。ただし、アコーディオンカーテンは除く。
 - c 通常は開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取り扱うこと。
- (キ) 規則第25条の2第2項第3号ロ(イ)は、放送区域の面積によって設置できるスピーカーの種類を区分しているところであるが、スピーカーが設置されていない放送区域が存する場合、スピーカーが受け持つ放送区域の合計面積を算定したうえで、当該面積に対応する種類のスピーカーを設置すること。
- (ク) 規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書きに定めるスピーカーの設置を免除できる小規模放送区域等は、次によること。
 - a 居室又は居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路以外の場所で、スピーカーの設置を免除できる場合（第14-7図参照）



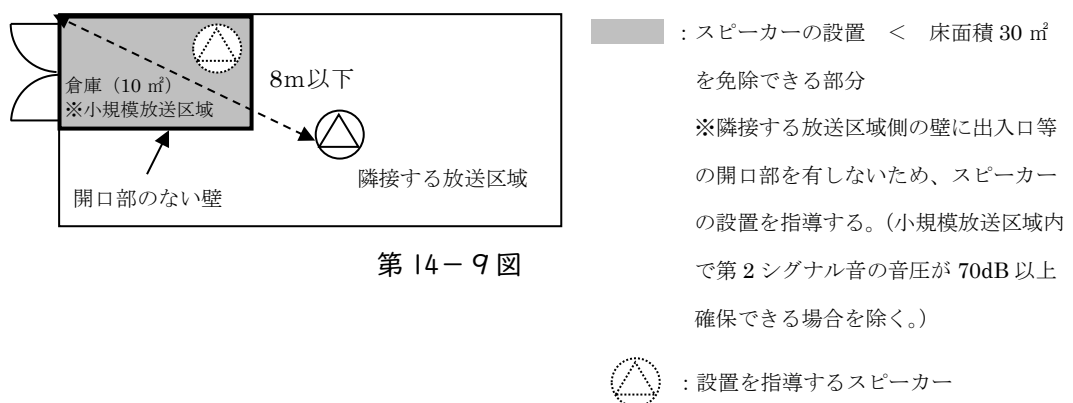
第14-7図

b 居室でスピーカーの設置を免除できる場合（第14-8図参照）



第14-8図

c 小規模放送区域等にスピーカーの設置を指導する場合●（第14-9図参照）



第14-9図

- (ケ) 規則第25条の2第2項第3号イ(ロ)及びハ(ニ)に規定される「ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」は、「第10 自動火災報知設備」6(12)及び(13)を準用すること。
- (コ) カラオケボックス等の遮音性の高い居室は、規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書きにかかわらず、当該部分を一つの放送区域として取り扱い、スピーカーを設置すること。●

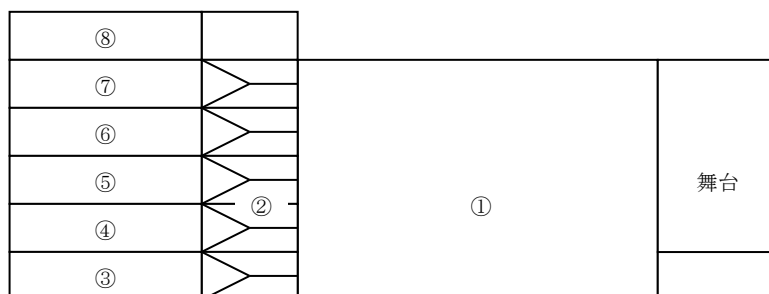
- (サ) スピーカーの音圧は、規則第25条の2第2項第3号イ及びロ又はハによること。なお、規則第25条の2第2項第3号イ(ハ)に規定する「警報音を確実に聞き取ることができる」とは、「第10 自動火災報知設備」6(14)を準用すること。
- (シ) 寄宿舍、下宿又は共同住宅については、令第32条の規定を適用して、住戸部分については、住戸内の戸等の設置にかかわらず、各住戸（メゾネット型住戸等の2以上の階にまたがるものについては各階ごとの部分）を一の放送区域として取扱って差し支えないものとする。
- (ス) 展示場、体育館、アトリウム等の大空間で、当該部分の任意の場所において、第2シグナル音の音圧が70dB以上確保できるようスピーカーを配置した場合、令第32条の規定を適用し規則第25条の2第2項第3号ロ（ロ）の基準に基づきスピーカーを設置した場所と同等に取扱って差し支えないものとする。

イ 機器

- (ア) 告示基準に適合したものであること。
- (イ) 原則として、認定品を使用すること。●
- (ウ) 出力は300Hzから2kHzまでのスイープ音を放送した時、スピーカーの中心から1m離れた位置で普通騒音計（A特性）を用いて計った値が規則第25条の2第2項第3号イに定める音圧を有すること。
- (エ) 音量調整器を設ける場合は、3線式配線とすること。

(4) 報知区域

- ア 報知区域は、原則として、階別とするが、一斉式非常放送設備は全体を一報知区域とすること。
- イ 規則第24条第5号ハの規定に該当する防火対象物の階段、傾斜路及びエレベーター昇降路等（以下「階段、エレベーター昇降路等」という。）にあっては、居室等の部分と別な報知区域に設定され、かつ、階段、エレベーター昇降路等内の感知器の作動と連動させないことができる。
- なお、エレベーター昇降路等のたて穴部分の感知器の作動により起動した場合又は手動により起動した場合は、火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えないものとする。
- ウ 階段、傾斜路等にあっては、高さ45m以下ごとに一の報知区域に設定することができる。ただし、地階（地階の階数が一の防火対象物を除く。）の階段とは別報知区域とすること。
- エ 劇場等で階の一部が吹抜けになっており、天井面等に取り付けたスピーカーにより当該部分の任意の場所で第2シグナル音の音圧が70dB以上得られる場合は、当該部分を一の報知区域とすることができる。（第14-10図参照）



（注）①～⑧は報知区域番号を示す。

第14-10図

オ エレベーター内の放送は、居室内の部分と別報知区域とすること。この場合、自動火災報知設備と連動して起動するものにあつては、エレベーターの停止階の全ての報知区域に設けられた感知器の作動と連動するものであること。

カ 鳴動区域

鳴動区域は、次の場合を除き原則として全館一斉鳴動とすること。

(ア) 地階を除く階数が5以上で延べ面積が3,000㎡を超える防火対象物にあつては、出火階・直上階鳴動とし、必要に応じ全館一斉鳴動ができること。

(イ) 大規模な建築物の報知区域は、「第10 自動火災報知設備」6(7)イによることができる。

(5) 起動装置

ア 非常用押しボタン

(ア) 設置位置

2(3)アを準用すること。

(イ) 機器

a 告示基準等に適合したものであること。

b 原則として、認定品を使用すること。●

c 次に掲げる場所に設ける場合は、防食型、防水型又は適当な防護措置を施すこと。

(a) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

(b) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

(c) 雨水等が浸入するおそれのある場所

d 手動により復旧しない限り、正常に作動が継続できるものであること。

イ 非常電話

非常電話は、次によること。なお、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年6月20日自治省令第17号)第2条第22号に定める「T型発信機」を基準に基づき設置した場合、非常電話と同等のものとみなすことができる。

(ア) 設置位置

a 子機

2(3)アを準用するほか、次によること。

(a) 廊下等で他の消防用設備等が設置されている場所に併設すること。

(b) 親機からの呼出し機能のない非常電話にあつては、非常用放送設備等により有効に呼出すことができる位置に設けること。

b 親機

(a) 親機は受信機に併設して、それぞれ有効に操作できる位置に設けること。●

(b) 分割された制御部と操作部は、原則として、同一居室内に設けること。

(イ) 機器

a 告示基準に適合したものであること。

b 原則として、認定品を使用すること。●

c 子機は、送受器を取り上げることにより火災信号を発信すること。

d 子機は、放送機能を有しないこと。

e 親機は、子機の発信により、発信階表示灯が点灯するものであること。

- f 親機は、子機の発信からの火災信号を受信したときは、増幅器及び操作部に当該火災信号を発信できること。
- g 親機は、子機の火災信号を受信した場合、発信装置表示に発信した回線を表示し、呼び出し音を鳴動するとともに、操作装置の送受話器を取上げるなど簡単な操作で当該呼び出し音の鳴動が停止し、発信した子機と相互に同時通話できること。
- h 親機は、2回線以上の子機を操作した場合、任意に回線の選択が可能であること。この場合において、選択された回線にはその旨の表示を行い、遮断された回線の子機には話中音が流れること。
- i 子機に至る回線が短絡又は断線しても、その他の子機の機能に影響を与えないものであること。ただし、同一配線に複数の子機が接続する方式にあっては、当該配線が短絡したとき、その旨を表示すること。
- j 子機を2回線同時作動したとき、親機を含めた3者通話ができること。
- k 子機の収納箱及び親機の外箱は、厚さ0.8mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び難燃性を有するものであること。
- l 親機と増幅器等の連動方式は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないものであること。

(ウ) 常用電源

(1)アを準用すること。

(エ) 非常電源

- a 子機を2回線同時作動させ30分間その作動を継続できるものであること。●
- b 非常電話の制御部と非常電源との配線は、耐火配線とすること。
- c 非常電話で制御部と操作部とが分割されるものの当該制御部と操作部との間の配線は、600V 2種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上のものであること。

(オ) 表示等

- a 親機を選択スイッチの部分には、起動階等の名称が適正に記入されていること。
- b 非常電話機は、収納箱に収納しその表面又は近傍に1文字につき3cm平方以上の文字で「非常電話」と表示し、また、非常電話本体正面又は収納箱表面に設置階及び電話番号を表示すること。
- c 親機の部分には、起動階一覧図を備えること。

(カ) 非常電話の取扱い

非常電話からの信号により放送設備を起動させる場合は、自動的に感知器発報放送又は火災放送を行えるものとされているが、放送設備を手動で操作する体制が整っている防火対象物は、令第32条を適用し火災放送に限って非常電話の起動と連動せずに、手動により操作することで支障ないものとする。

ウ タイマーの取扱い

感知器発報放送が起動してからタイマーにより火災放送を開始するまでの時間は、原則として、次によること。

- (ア) 防火対象物全体にスプリンクラー設備が設けられている場合は、5分以内とする。
- (イ) (ア)以外の防火対象物は、3分以内とする。

エ 通話装置

(ア) 設置位置

a 子機

起動装置に併設して設けること

b 親機

3(5)イ(ア)bを準用すること

(イ) 機器

告示に定められる次の基準に適合するものであること

(a) 操作部との間の専用回路であること

(b) 周囲雑音を60dBとした場合においても有効に通話することができるものであること

(c) ニ以上の通話装置が同時に操作されても、操作部において任意に選択が可能であること。

この場合遮断された通話装置には話中音が流れるものであること。

(d) 通話装置と操作部は、相互に同時通話することができるものであること。

(e) 零下十度から五十度までの周囲温度において機能に異常を生じないものであること。

(ウ) 表示

a 子機

通話装置である旨の表示と防災センター等と通話できる旨を表示すること

b 親機

通話装置である旨の表示とその使用方法を明示すること

(6) 表示灯

ア 設置位置

(ア) 通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目に触れる位置に設けること。

(イ) 天井面から0.6m以上離れた位置に設けること。

(ウ) 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから点灯していることが容易に識別することができる位置に設けること。

イ 機器

(5)ア(イ)(dを除く。)を準用すること。

(7) 配線

「第23 非常電源」によるほか、次によること。

ア 増幅器等からスピーカーまでの配線は、火災の際、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても他の報知区域への火災の報知に支障がないように設けること。●

イ 放送設備のスピーカーを業務用の放送設備と兼用するもので、スピーカー回線を切替える方式の制御配線は、当該回路に異常が生じた場合、スピーカーは非常回線に接続される方式とすること。

ウ 放送設備の起動により業務用の放送設備等を停止する方式の制御配線は、当該回路に異常がある場合には、業務用の放送が停止される方式とすること。

(注) 制御配線とは、増幅器等が設置される居室外の配線をいう。

エ 端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。

オ 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行うこと。

カ マイク回路の配線で増幅器等と遠隔操作器との間のマイク回線に使用する電線は、「第23 非常電源」の別表に掲げる電線を使用すること。ただし、スピーカー配線等からの誘導、外来雑音等が生じるおそれがある場合は、耐熱シールド線を使用すること。なお、遠隔操作器の出力回路が平衡形の場合は、2芯シールド線を使用し、不平衡形の場合は単線シールド線を使用すること。

(8) 相互通話設備

ア 設置位置等

- (ア) 操作部又は遠隔操作器の設けられている直近で、当該機器の操作に有効な位置であること。
- (イ) 床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。
- (ウ) 相互通話設備として、次のいずれかの設備が設けられていること。
 - α 非常電話
 - β インターホン
 - γ 構内電話で緊急割り込み機能を有するもの。

イ 機器

- (ア) 一の送話器を取上げ又は選局スイッチを操作する等簡易な方法により、自動的に一方の機器への発信が可能なものであること。
- (イ) 一の送話器の発信により、一方の機器への呼出し音が鳴動するとともに表示装置が設けられているものは、当該表示が有効に点灯するものであること。
- (ウ) 相互通話設備は、相互に同時通話できるものであること。

ウ 常用電話

電源回路は専用とすること。

エ 表示

常用電源の開閉器の見やすい箇所に赤色で相互通話設備である旨の表示をすること。

(9) 音声警報音 ●

ア 告示基準第4.3(3)に定めるメッセージは、次に準ずるものとする。

(ア) 感知器発報放送

「ただいま■■■階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

(イ) 火災放送

「火事です。火事です。■■■階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。」

(ウ) 非火災報放送

「さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心ください。」

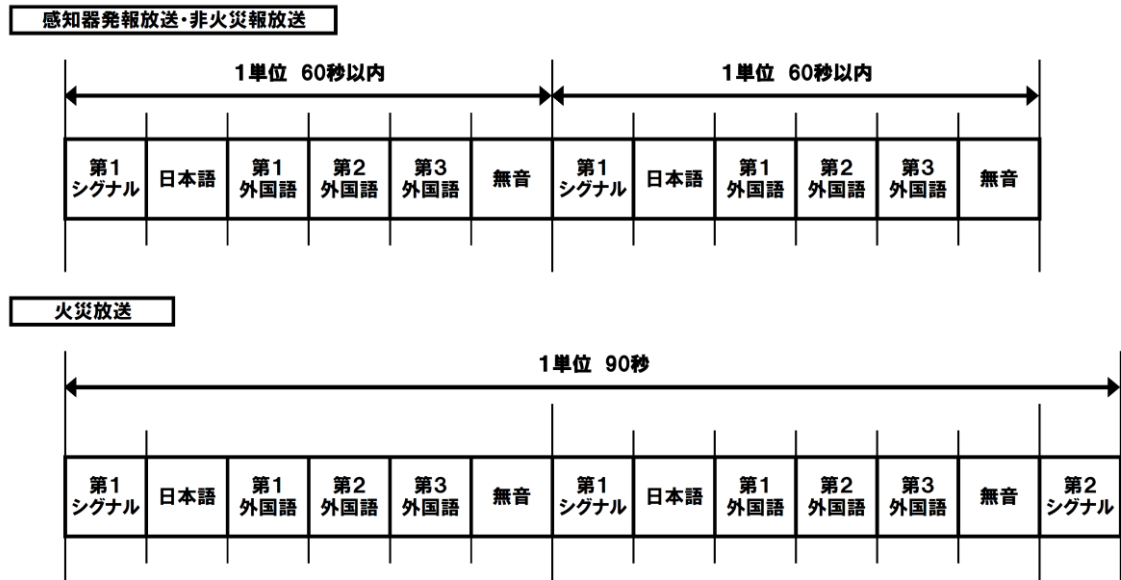
イ 外国人に配慮したメッセージ

アに定めるメッセージでは情報を十分に理解することが難しいと想定される外国人が多数利用する防火対象物にあっては、当該防火対象物の利用形態、管理形態及び利用する外国人の特性等の実態に応じて、次により措置するものとする。

- (ア) 日本語メッセージの後に、原則として英語のメッセージを付加する。ただし、当該防火対象物の実態等に応じて、英語以外の中国語（北京語の発音と北京語を含む北方方言の文法・語彙を基礎とする共通語をいう。）や韓国語その他の外国語を英語に代えて、又は、日本語と

英語の後に付加しても差し支えない。

- (イ) メッセージの繰り返し時間が必要以上に長くないよう、4ヶ国語以内とし、告示基準第4.4(1)に定める放送の1単位を感知器発報放送及び非火災報放送にあっては60秒、火災放送にあっては90秒を目安として、できる限り短くすること。(第14-11図参照)



第14-11図

- (ウ) 感知器発報放送、火災放送及び非火災報放送で使用する外国語は同一のものとする。
- (エ) メッセージは努めて理解し易い表現とすること。
- ウ 外国人に配慮したメッセージを指導する防火対象物
- イの外国人に配慮したメッセージは、主として次の(ア)から(エ)までの防火対象物を対象に指導するものとするが、これ以外の防火対象物であっても外国人が多数利用することが想定される場合は同様に指導すること。
- (ア) 令別表第一(1)項イに掲げる防火対象物
- (イ) 令別表第一(5)項イに掲げる防火対象物
- (ウ) 令別表第一(10)項に掲げる防火対象物
- (エ) その他の防火対象物で、(ア)から(ウ)までのいずれかの用途に供される部分が存するもの